

平成30年度 第8回大潟区地域協議会次第

日時 平成31年1月24日(木) 午後6時30分から

会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諮問事項

(1) 上越市大潟運動場の廃止について …資料No.1

4 報告事項

(1) 長崎多目的施設の廃止について …資料No.2

(2) 上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例の一部改正について
…資料No.3

(3) 下水道計画区域(大潟処理区)に対する整備方針について …資料No.4

(4) 事務事業評価の実施について …資料No.5

(5) 平成30年度地域活動支援事業(大潟区)成果報告会について …資料No.6

5 協議事項

(1) 地域活動支援事業の見直しに向けた検討結果について …資料No.7

(2) 平成31年度地域活動支援事業の取組方針について …資料No.8

6 そ の 他

7 閉 会

上教ス第133号
平成31年1月10日

大潟区地域協議会
会長 佐藤忠治 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会 スポーツ推進課)



上越市大潟運動場の廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第59号 上越市大潟運動場の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

特定団体の利用が主であり、公共関与の必要性が低いことから、上越市大潟運動場を公の施設として廃止することに関し、大潟区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市大潟運動場（上越市大潟区渋柿浜 127 番地 3）</p> <p>3 用途 多目的広場</p> <p>4 利用時間 日の出から日没まで</p> <p>5 使用料 占用使用料（1時間につき）200円</p>	<p>1 廃止予定日 平成31年4月1日</p>

※ 施設の利用状況・位置図・平面図については、参考資料のとおり

長崎地区多目的共同利用施設の譲渡について

○市の対応方針

- 平成30年度末に上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正を行い、長崎町内会に無償譲渡する。

(施設譲渡の理由)

本施設は、平成6年の設置以来、地域農業の振興と地域社会の発展を目的として、地元町内会及び地域団体の会議や研修の集会施設として活用されてきた。これまでの利用状況は、地元関係団体による利用が主であることから、条例の一部改正を行い、地元町内会に無償譲渡する。

1 施設の概要

- 所在地：上越市大潟区長崎58番地1
- 設置年月：平成6年9月(築24年)
- 構造等：木造2階建 261.78㎡ 調理実習室、多目的ホール、談話室、研修室、小会議室
- 建設費用：53,000千円(内6,000千円を地元が負担)
- 管理方法：長崎町内会に指定管理委託(H18年度～H30年度)

2 施設の利用状況

- 年度別利用実績

区分	H27	H28	H29
利用件数(件)	73	74	64
利用人数(人)	906	930	556

3 長崎町内会との協議経過等

【平成27年度】

- 町内会役員に公の施設の再配置計画について説明し、施設の譲渡について概ね理解を得たが譲渡後の維持管理や大規模修繕について要望が出された。

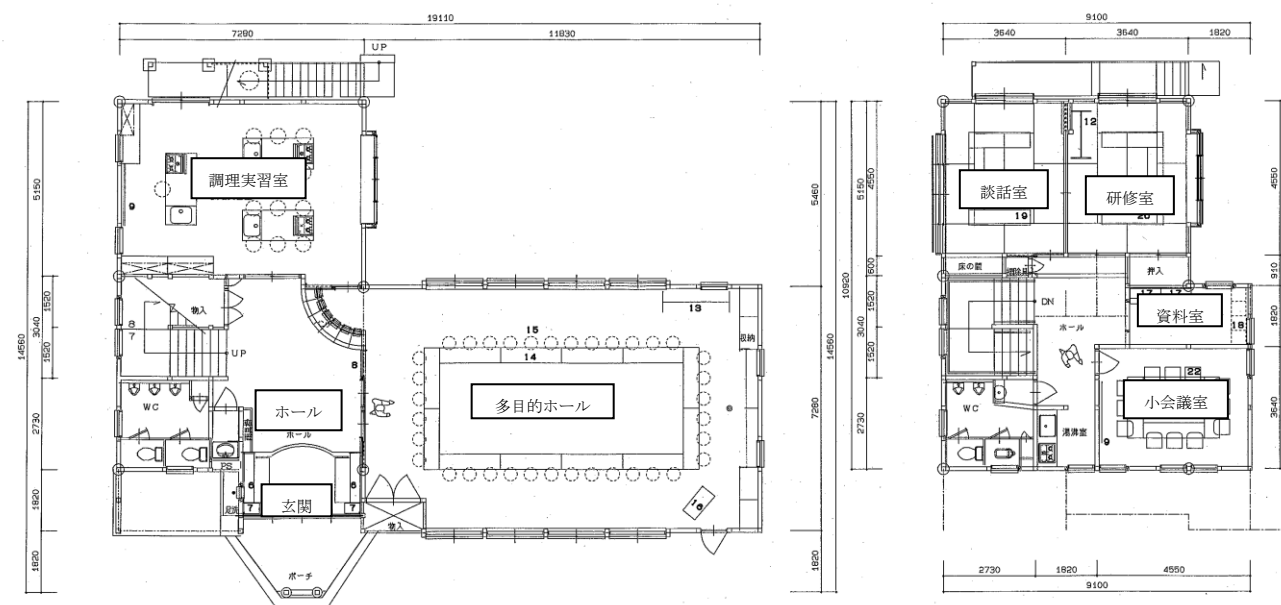
【平成28・29年度】

- 町内会役員と施設譲渡について協議し、修繕箇所、修繕方法について現地確認を行い、大規模修繕について要望のとりまとめを行った。
- 平成28年11月 第1回地元説明会を開催。
- 平成30年2月 第2回地元説明会を開催。(譲渡について反対意見は無し)
- 平成30年3月 長崎町内会の総会。(施設譲渡について承認)

【平成30年度】

- 7月 長崎町内会が地縁団体として認可を受け、市有財産取得の要件を整えた。
- 12月 譲渡仮契約を締結。

【参考】 施設平面図



施設の外観



上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の 一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用料金の上限額を改定するとともに、浴場とプールの利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

浴場及びプールの利用料金

区 分	単 位	現 行			改定後	
		大人	中学生	小学生	大人	小学生以下
浴場	1人1回	720円	670円	570円	800円	350円
プール		1,030円	830円	620円	1,050円	630円
浴場及びプール		1,240円	930円	720円	1,670円	890円

- ・中学生区分を廃止とする。
- ・浴場利用の無料区分について、現行の未就学児から3歳未満に改める。
- ・小学生区分を、小学生以下とする。

和室及びトレーニング室の利用料金

区 分		単 位	現 行	改定後
トレーニング室		4時間	8,230円	8,390円
和室	1室	2時間	3,090円	3,150円
	2室をつなげて一体的に利用する場合		5,150円	5,240円
	3室をつなげて一体的に利用する場合		8,230円	8,390円

- ・トレーニング室の超過利用料金の上限額を、現行の1時間につき3,090円から、1時間につき3,150円に改める。
- ・和室1室の超過利用料金の上限額を、現行の1時間につき1,030円から、1時間につき1,050円に改める。
- ・和室2室をつなげて一体的に利用する場合の超過利用料金の上限額を、現行の1時間につき2,060円から、1時間につき2,100円に改める。
- ・和室3室をつなげて一体的に利用する場合の超過利用料金の上限額を、現行の1時間につき3,090円から、1時間につき3,150円に改める。

定期利用券

区 分	期 間	現 行		改定後	
		浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
大人	1月	19,600円	12,320円	19,790円	12,450円
	3月	46,360円	32,810円	46,780円	33,160円
中学生	1月	15,470円			
小学生	1月	11,300円		11,470円	

・中学生区分を廃止とする。

回数券

区 分	単 位	現 行	改定後
浴場	12枚つづり	7,200円	8,000円
プール		10,300円	10,500円
浴場及びプール		12,400円	16,700円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

下水道計画区域（大潟処理区）に対する整備方針

1 これまでの経緯など

(1) 下水道計画区域に対する整備方針

- 平成 25 年度以降の下水道整備は、整備の優先順位を付けるためアンケートを実施し、7 割以上の賛成があった場合に工事着手し、7 割未満については先送りとして進めてきた。
- 国の方針により、下水道整備の早期完了と経営の健全化を図るため、平成 29 年 3 月にアクションプラン（計画）を策定。市では下水道整備の完了目標年次を平成 40 年度とした。

(2) アクションプランにおける下水道整備地区の見直し

【アンケートの実施】

- 人口減少や少子高齢化などにより下水道事業の経営も大きく影響を受けるため、将来にわたって安定的に継続していくためには、多くの皆様から下水道を利用していただく必要がある。
- このため、アンケートを行い下水道整備に対する希望を確認した。
- アンケートの実施期間（平成 30 年 8 月～平成 30 年 11 月）対象地区（大潟区 5 町内）

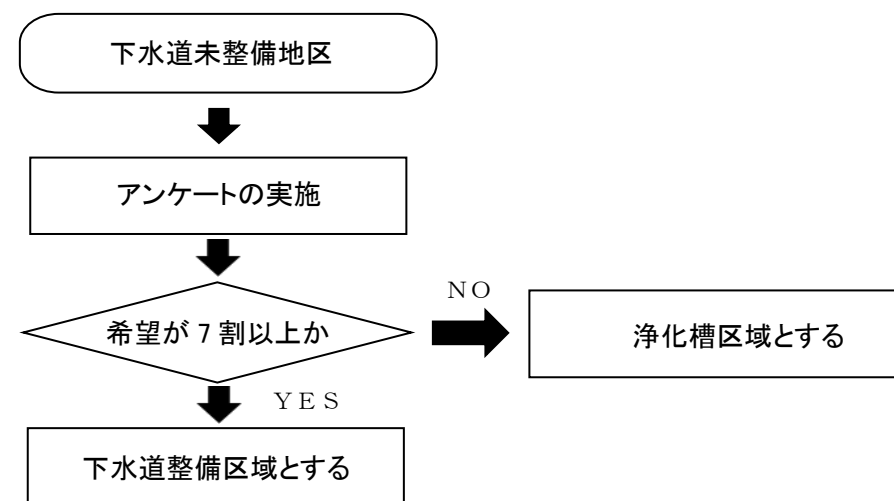
2 整備方針

下水道整備区域決定の基準について

- 下水道の整備希望率 7 割以上の地区を整備する。

<理 由>

- 今後の下水道未整備区域の整備について、経営的な観点に立ち検討した結果、持続可能な経営を行うために必要な採算性を確保するためには、69.95%の接続が必要であることから、整備希望率が 7 割以上の地区を整備することとした。



※採算性とは、今後必要となる工事費や維持管理費、料金収入等を総合的に検討し、経営が成り立つかどうかを検討したもの。

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

3 大潟区アンケート結果

町内会名	対象世帯数	回答数	回収率	下水道整備の実施の可否及び整備時期							
				整備を希望する。		未回答(整備希望とみなす)		下水道整備希望		現状のままでよい。(今後、公共下水道整備を希望しない)	
				a(回答数/対象世帯数)	b(回答数/対象世帯数)	c=a+b	d(回答数/対象世帯数)				
回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%				
① 雁子浜	105	89	84.8%	18	17.1%	16	15.3%	34	32.4%	71	67.6%
② 九戸浜	65	44	67.7%	22	33.8%	21	32.3%	43	66.2%	22	33.8%
③ 潟町3区	26	21	80.8%	9	34.6%	5	19.2%	14	53.8%	12	46.2%
④ 潟町5区	211	152	72.0%	68	32.2%	59	28.0%	127	60.2%	84	39.8%
⑤ 土底浜中区	3	3	100.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%
5町内	410	309	75.4%								

4 大潟区の整備方針

アンケート実施区域	浄化槽区域に転換
既存の事業計画区域等	引続き下水道整備を実施（屎潟など）

5 合併浄化槽の補助対象区域及び補助金額

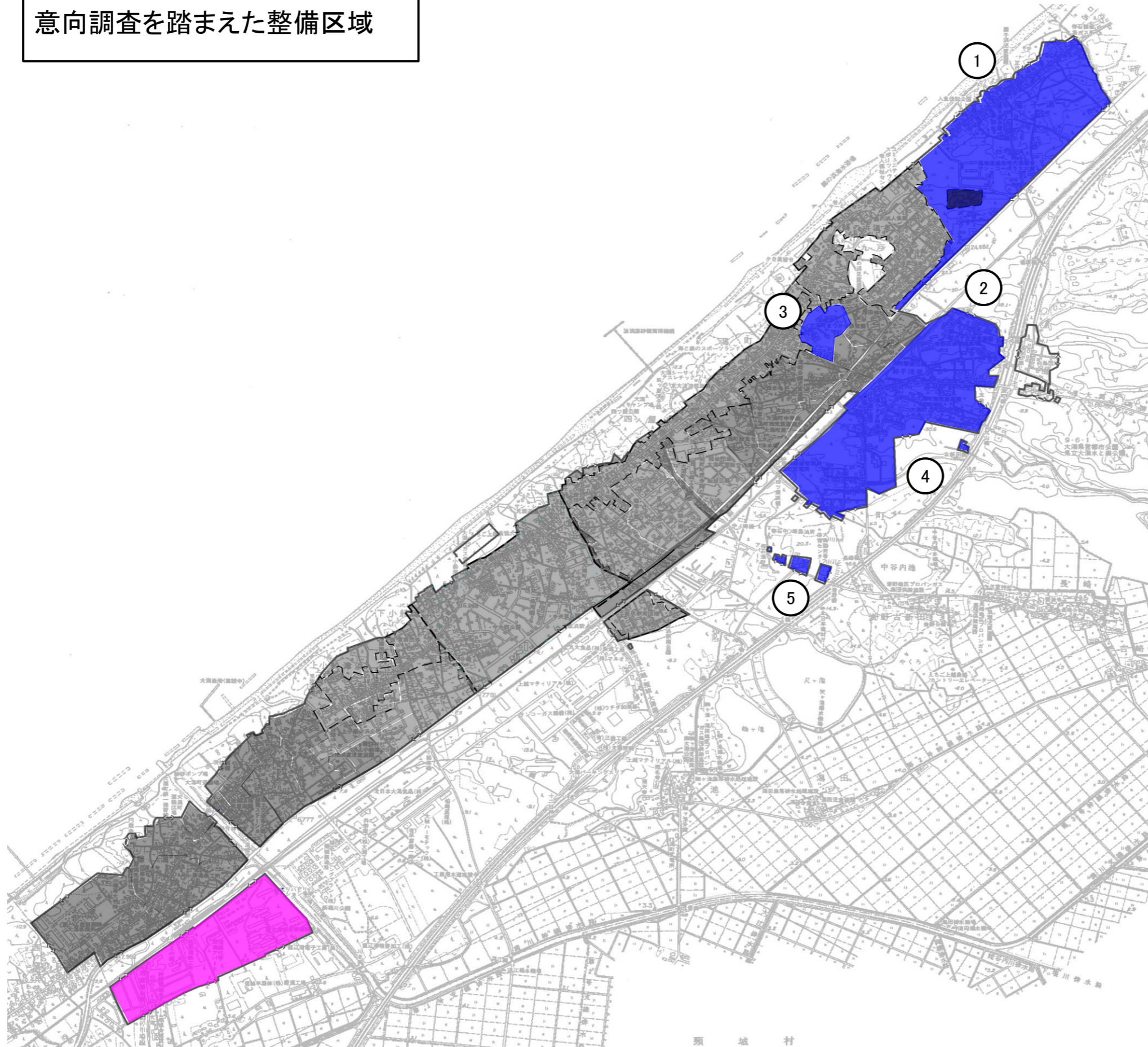
- 下水道整備区域から浄化槽区域に転換した地区は、合併浄化槽の設置費に対する補助金額が下表のとおり増額となる。
- 合併浄化槽の設置費 130～140 万円（目安）のうち補助金の限度額は下表のとおり。

区 域	人 槽 区 分		
	5 人 槽	7 人 槽	1 0 人 槽
転換後 ① ア 下水道全体計画区域外 かつ 農業集落排水事業区域外 イ 市長が必要と認める区域 (浄化槽整備区域へ転換する区域)	352,000 円 (増 117,000 円)	441,000 円 (増 147,000 円)	588,000 円 (増 196,000 円)
現況 ② ・ 下水道全体計画区域内 かつ 下水道事業計画区域外	235,000 円	294,000 円	392,000 円
③ ア 下水道事業計画区域内 イ 農業集落排水事業区域内	0 円	0 円	0 円

6 今後の対応

- 整備方針を各町内会と日程調整を行い、報告をする。

意向調査を踏まえた整備区域



番号	町内会名	下水道整備希望率
①	雁子浜	32.4%
②	九戸浜	66.2%
③	潟町3区	53.8%
④	潟町5区	60.2%
⑤	土底浜中区	33.3%

整備判定

	整備区域
	浄化槽区域

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく42の基本施策を構成する106の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後4年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成27年度～平成29年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。

平成 30 年度地域活動支援事業 (大潟区) 成果報告会

1. 開催趣旨

平成 30 年度の地域活動支援事業で採択された事業の成果を報告することにより、地域活動支援事業の PR と次年度の概要説明を行い、提案事業の掘り起こしを行う。また、事業効果を確認することで、審査員である地域協議会委員の審査レベルの向上を図る。

併せて平成 30 年度の大潟区地域協議会の活動報告を行い、地域協議会の活動内容を周知する。

2. 開催日時 平成 31 年 2 月 16 日 (土) 午後 1 時 30 分から

3. 会 場 大潟コミュニティプラザ 2 階 多目的ホール

4. 報告事業 平成 30 年度採択 11 団体 15 事業 ※未完の事業も報告を行う。
(報告順)

事 業 名	提 案 団 体 名
①バスケットボールを通じての地域活性及び青少年の健全育成事業	マリンドリームズやちほ
②子ども体験事業	大潟の子どもを育てる会
③大潟読書普及活動事業	
④おおがた紹介マップ作成事業	まちづくり大潟
⑤親子で人形劇を見て「心を育む」事業	
⑥全国ため池百選「朝日池」を PR する事業	
⑦大潟区の魅力発見・発信事業	火防地蔵尊保存会
⑧火防地蔵尊とその伝説を後世に伝え防火意識の普及啓発を行う事業	
⑨九戸浜のお宝発掘事業	九戸浜町内会
⑩電車で Go・Go・Go!!おおがたっ子号でえほんを楽しもう事業	えほんのひろば
⑪地域における大潟町中学校吹奏楽部の演奏支援事業	大潟町中学校後援会
⑫大潟地区自主防災支援事業	上越市防災士会大潟支部
⑬生涯スポーツ活動振興事業	特定非営利活動法人 おおがたスポーツクラブ
⑭地域における屋外行事等ならびに大潟町小学校課外体育部等の大会出場への支援事業	大潟町小学校後援会
⑮地域児童登下校時の安全指導およびパトロールへの支援事業	おおがたみまもり隊

5. 報告方法

① 報告時間 1事業6分（準備等含む）

※大潟の子どもを育てる会は1事業5分

※まちづくり大潟は1事業4分

② 資料 「報告説明資料」（別紙4）により報告を行う。

説明資料のほかにプロジェクターを利用し、写真を表示する。

③ 事業実施中の場合や実績報告未提出の事業は、見込みで報告する。

6. 報告者 平成30年度事業実施者（各団体2人程度）

7. 所要時間 125分（13:30～15:35）

時間	内容	備考
13:00～	開場	
13:30～13:35	開会	
13:35～15:15	成果報告(質疑含む)	14:25～14:35 休憩
15:15～15:25	平成31年度概要説明	
15:25～15:35	大潟区地域協議会の活動報告	
15:35	閉会	

8. 参集者 H30 地域活動支援事業提案団体、地域協議会委員、町内会、まちづくり大潟、H28.29 地域活動支援事業提案団体、小・中学校PTA、小・中学校後援会、大潟区防犯組合、上越交通安全協会大潟支部、
※過去の提案実績などにより選定。

9. 周知方法

- ・区内各種団体へは案内文書発送
- ・大潟区市民へは防災行政無線を利用（別途、決裁）
- ・情報提供により報道機関へ周知（別途、決裁）

平成 30 年度地域活動支援事業（大潟区）

成 果 報 告 会

日 時：平成 31 年 2 月 16 日（土）午後 1 時 30 分～

会 場：大潟コミュニティプラザ 多目的ホール

●開 会

●あいさつ 大潟区地域協議会長 佐藤 忠治

●成果報告（15 事業）

①バスケットボールを通じての地域活性及び青少年の健全育成事業

②子ども体験事業

③大潟読書普及活動事業

④おおがた紹介マップ作成事業

⑤親子で人形劇を見て「心を育む」事業

⑥全国ため池百選「朝日池」を PR する事業

⑦大潟区の魅力発見・発信事業

⑧火防地蔵尊とその伝説を後世に伝え防火意識の普及啓発を行う事業

⑨九戸浜のお宝発掘事業

⑩電車で Go・Go・Go!!おおがたっ子号でえほんを楽しもう事業

⑪地域における大潟町中学校吹奏楽部の演奏支援事業

⑫大潟地区自主防災支援事業

⑬生涯スポーツ活動振興事業

⑭地域における屋外行事等ならびに大潟町小学校課外体育部等の大会出場への支援事業

⑮地域児童登下校時の安全指導およびパトロールへの支援事業

●平成 31 年度地域活動支援事業（大潟区）の概要説明

●大潟区地域協議会の活動報告

●閉 会

目 次

No.	事業名	実施団体	頁
1	バスケットボールを通じての地域活性及び青少年の健全育成事業	マリンドリームズやちほ	1
2	子ども体験事業	大潟の子どもを育てる会	2
3	大潟読書普及活動事業		3
4	おおがた紹介マップ作成事業		4
5	親子で人形劇を見て「心を育む」事業	まちづくり大潟	5
6	全国ため池百選「朝日池」をPRする事業		6
7	大潟区の魅力発見・発信事業		7
8	火防地蔵尊とその伝説を後世に伝え防火意識の普及啓発を行う事業		火防地蔵尊保存会
9	九戸浜のお宝発掘事業	九戸浜町内会	9
10	電車でGo・Go・Go!!おおがたっ子号でえほんを楽しもう事業	えほんのひろば	10
11	地域における大潟町中学校吹奏楽部の演奏支援事業	大潟町中学校後援会	11
12	大潟地区自主防災支援事業	上越市防災士会大潟支部	12
13	生涯スポーツ活動振興事業	特定非営利活動法人 おおがたスポーツクラブ	13
14	地域における屋外行事等ならびに大潟町小学校課外体育部等の大会出場への支援事業	大潟町小学校後援会	14
15	地域児童登下校時の安全指導およびパトロールへの支援事業	おおがたみまもり隊	15



地域協議会の見直し結果等

NO.	項目	回答又は参考情報
1	地域協議会名	・ 大潟区地域協議会
2	見直し検討対象の項目について	
	(1)「地域課題の解決に向けて、(採択方針)の精査が必要がある」等を対象とする地域協議会の対応	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を分かりやすく表現(追加) (例)「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」 「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」 ・補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理 ・補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理
	①検討の結果	<input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった
	②対応の理由	・より多くの団体から事業提案をしていただくため、採択方針のイメージを提案者にわかりやすく事業を縛りすぎないような区分(グループ)とした経緯がある。また、現行の採択方針において、不採択となり補助金交付が行われない場合や減額して交付決定を行う場合があることを明記している。
	③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載	(見直し前) ・ (見直し後) ・
	(2)「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等を対象とする地域協議会の対応	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し
	①検討の結果	<input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった
	②対応の理由	・大潟区では、同一団体の同一事業に係る提案・採択は3回までとしている。各区の実情に合わせて回数制限や、補助率を設定すればよいと考える。
	③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載	(見直し前) ・ (見直し後) ・
	(3)「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等を対象とする地域協議会の対応	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し
	①検討の結果	<input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった
	②対応の理由	・大潟区では、同一団体の同一事業に係る提案・採択は3回までとしている。各区の実情に合わせて回数制限や、補助率を設定すればよいと考える。
	③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載	(見直し前) ・ (見直し後) ・

NO.	項目	回答又は参考情報
	<p>(4)「(ソフト活動を支援の主な対象と考える)基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各區で基準を明確にするとともに、基準の案として特定の科目に係る事業費上限割合制を導入</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・重要なのはハード整備事業に付随するソフト事業の中身であり、事業費に上限割合を設けるのではなく、事案毎にその精査を確実に行う。また、備品購入によって、当該団体の活動が活発化したり、他の団体に波及することで地域の活力が向上することになるのであれば、事業の趣旨に適う。</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>
	<p>(5)「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各區で検討の上、追加募集を廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・一次募集期間には間に合わないが、追加募集期間に応募可能となる案件が、地域課題の解消や地域活力向上に有用となることは充分考えられる。当該年度の募集状況や提案事業の進捗も関連するため、当初から制限を設けるべきではない。</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>
	<p>(6)「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各區で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・事業採択にあたり、委員は公平公正な立場から審査を行うことを前提としている。区の住民全員が会員である団体(まちづくり大潟)があったり、複数の団体役員や構成員を兼ねる委員もいる。特異なケースは必要に応じ協議して対応することで差し支えないと考える。</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>
3	<p>上記2以外(見直し検討対象以外)の見直しについて</p> <p>①見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> <p>②見直しを行った理由</p>	<p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p> <p>・</p>
4	<p>見直しの検討過程について</p> <p>①検討で苦慮した点について (自由記述)</p> <p>②地域協議会での主体的な見直しに向けて検討したい事項について (自由記述)</p> <p>③上記②を実現するために、市の協力を得たい事項について (自由記述)</p>	<p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>

平成 31 年度地域活動支援事業大潟区取組方針（案）

1. 大潟区の採択方針

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

■優先して採択する事業

- ・福祉や健康を充実させるための事業
- ・安全安心な地域づくりのための事業
- ・交流人口の拡大等のための事業
- ・地域資源等を活かした事業
- ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

■その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

2. 提案事業の制限

- ①同一団体による提案件数制限…なし

3. 審査方法

①審査員

- ・地域協議会委員が審査を行う
- ・審査員が提案事業の利害関係者であっても審査を行うことができる
(利害関係者＝事業提案の代表者、担当者、構成員)

②審査内容

- ・書類及びプレゼンテーションにより審査する

③採点方式

- ・個別採点方式

4. 審査項目と事業の採択

①基本審査

- ・地域活動支援事業の目的の合致 適・否

②共通審査項目と点数配分

審査項目	審査の視点	点数
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	5点
	全市的な方向性と合致しているか	
	提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	
必要性	地域の実情や住民要望に対応したものか	5点
	地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか	
	緊急性の高い提案事業であるか	
	ほかの方法で代替できないものであるか	
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	5点
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	
	資金調達規模や時期に無理はないか	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5点
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	5点
	提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	
	事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	

③事業の採択等

- ・最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。
- ・出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。
- ・「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額を決定する。
- ・「優先して採択する事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択とする。
- ・配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で採択・補助額を決定する。
- ・「その他の事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択、平均点12.5点以上15点未満は協議のうえ決定する。
- ・区配分額に達した時点における提案事業は、提案者に補助金交付予定額による事業の実施可否を確認した上で、採択（又は辞退）を決定する。ただし、協議により、他の提案事業の補助率や補助金額を減額することにより調整を図ることを妨げない。
- ・辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。

5. 審査手順

(審査前)

1. 事前に提案書の写しを委員へ送付（各自内容を確認）
2. 審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ
3. 提案者へ質問事項送付

(審査)

4. 提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。
5. 基本審査（地域活動支援事業の目的との適合）
6. 共通審査（採点、集計）
7. 採択方針との適合（優先して採択する事業の仕分け）
8. 採択事業・補助額の決定
9. 採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載） …交付条件

6. 補助金額（助成回数・補助率・限度額）

- ・助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
- ・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て
- ・補助金の上限額は設けない
- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。

7. 成果報告

実績報告書とは別に、活動の成果を2月～3月頃に公開で報告する。

開催方法及び報告事業数は、成果報告会開催までに地域協議会で協議をして決定する。

8. 募集期間

- ・平成31年4月1日（月）～ 5月7日（火） ※30年度は、4月2日（月）～5月7日（月）
 - 提案書を委員へ発送 5月10日頃
 - 質問事項取りまとめ（勉強会） 5月中旬
 - プレゼンテーション（協議会） 5月下旬
 - 基本審査、採点（協議会） 5月下旬
 - 採択事業・補助額決定（協議会） 6月中旬

9. 周知・事前相談

- ・3月11日（月）からを新年度の募集に向けた相談期間とする（事業の趣旨や提案書の書き方等について説明）
- ・事前相談の実施に合わせ、事前告知のチラシを区内に回覧するとともに、「募集概要」を希望者に配布する。（「募集要項」は4月1日付全戸配布）
- ・事前相談及び募集について、防災行政無線を活用して区内に周知するとともに、町内会長協議会で説明及びPRを行う。

※この内容は、平成31年度当初予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、予めご承知ください。

平成31年度地域活動支援事業 (大潟区) 概要

相談受付期間 3月11日(月)～3月29日(金)

提案書受付 4月1日(月)～5月7日(火)

★市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。

★地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。

★私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか



■対象事業等

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ただし、次のような事業は対象になりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■大潟区での提案事業の審査と決定

- ・地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・審査方法はプレゼンテーション（提案者による事業説明）と書類審査です。
- ・審査は次の（1）大潟区の採択方針、（2）基本審査、共通審査の視点をもとに行います。

（1）大潟区の採択方針

（「採択方針」とは、大潟区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。）

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

優先して採択する事業 地域協議会委員の半数以上が「優先して採択する事業」のいずれかに合致すると判断した場合、「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。	福祉や健康を充実させるための事業 <ul style="list-style-type: none">・区民いきいき健康増進推進（富士登山）事業
安全安心な地域づくりのための事業 <ul style="list-style-type: none">・大潟地区自主防災支援事業・地域児童登下校時の安全指導およびパトロールへの支援事業	交流人口の拡大等のための事業 <ul style="list-style-type: none">・おおがた紹介マップ作成事業・大潟区の魅力発見・発信事業
地域資源等を活かした事業 <ul style="list-style-type: none">・火防地蔵尊とその伝説を後世に伝え防火意識の普及啓発を行う事業・全国ため池百選「朝日池」をPRする事業	文化・スポーツ活動等を振興させるための事業 <ul style="list-style-type: none">・大潟読書普及活動事業・地域における大潟町中学校吹奏楽部の演奏支援事業・バスケットボールを通じての地域活性及び青少年の健全育成事業・生涯スポーツ活動振興事業

※平成29・30年度に採択した事業の一部を記載しています。

その他の事業

「優先して採択する事業」の採択・補助額決定後、配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。

ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。平均12.5点以上15点未満は、協議のうえ、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して協議のうえ決定します。

(2) 基本審査、共通審査

- 基本審査 … 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの
共通審査 … 下記の審査項目と視点により審査するもの

共通審査項目と視点

審査項目	審査の視点	配点
公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	5点
必要性	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。	5点
実現性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。	5点
参加性	・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
発展性	・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5点

■ 補助金額（助成回数・補助率・限度額）

◀ 大湊区の予算（配分額） 未定 ※H30年度は710万円 ▶

- ・ 助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
- ・ 補助率：10/10以内 ※補助額は1,000円未満を切り捨てた額です。
- ・ 補助金の上限額は設けません。
- ・ 事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合があります。

■ 支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要した事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成32年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、総合事務所に実績報告書を提出してください。

■応募方法

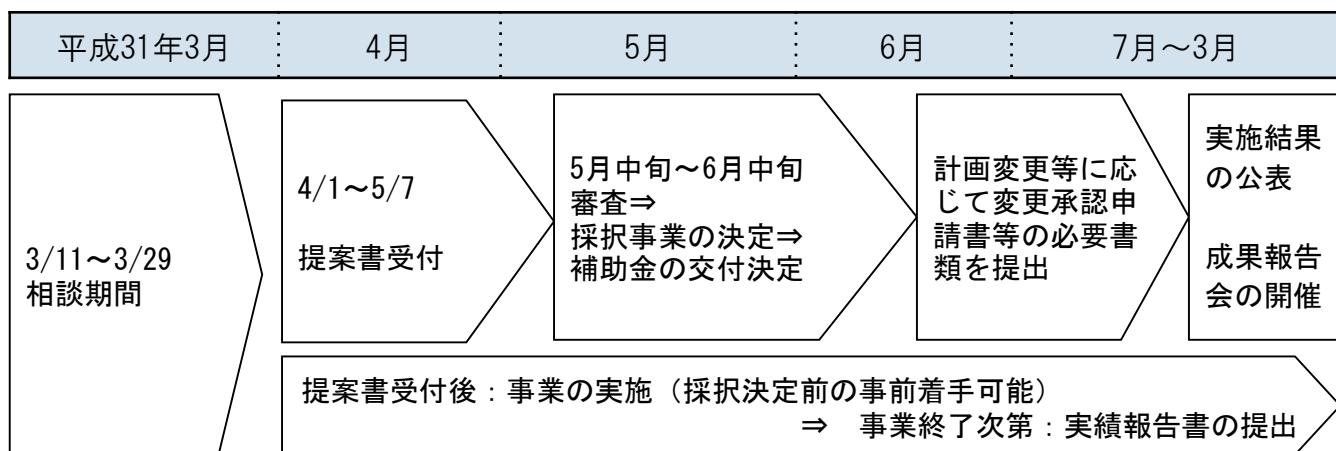
所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面等）と合わせ、総合事務所へ持参してください。※郵送、メール不可

- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。
- ・事例集を大潟区総合事務所の総務・地域振興グループに配置していますので、必要な方はお声掛けください。上越市のホームページでもご覧いただけます。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■事業実施の流れ



申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

【お申し込み・お問い合わせ先】



上越市 大潟区総合事務所

総務・地域振興グループ

上越市大潟区土底浜1081-1（電話025-534-2111）